

復旧・復興事業からの暴力団排除の取組について

〔平成25年4月26日〕
〔暴力団取締り等総合対策WT〕

極めて広範囲かつ甚大な被害をもたらした東日本大震災からの復旧・復興事業については、国の総力を挙げて取組が進められている大事業であり、今後も長期にわたって多額の資金が投入されることとなるが、既に同事業を新たな資金源とするべく暴力団が介入している実態が明らかになっており、復旧・復興事業からの的確な暴力団排除の推進は喫緊の課題となっている。復旧・復興事業からの暴力団排除は、暴力団の資金源を遮断し、同事業の信頼性の向上に資するものであるところ、この報告書は、同事業からの暴力団排除について、政府が今後、更に取り組みべき施策を取りまとめたものであり、政府は、Ⅰの現状と課題を踏まえ、Ⅱに掲げられた施策を迅速かつ適切に実施することとする。

Ⅰ 現状と課題

復旧・復興事業を含む公共事業等からの暴力団排除については、「公共事業等からの暴力団排除の取組について」(平成21年12月4日付け暴力団取締り等総合対策WT。以下「報告書」という。)を受けて、平成24年9月までに警察庁と全ての省庁との間で暴力団排除に関する合意書が締結されるなど、あらゆる公共事業等及び民間工事について、暴力団関係企業に直接受注させないための取組はもとより、下請契約に介入させないための取組等が着実に推進されてきた。

一方、これまでに明らかになった東日本大震災からの復旧・復興事業における暴力団の介入事例をみると、暴力団関係企業が事業を直接受注したり、あるいは、事業の下請を行うという形で介入するのではなく、派遣が禁止されている建設業務に労働者を派遣したり、許可を受けずに労働者を派遣して放射性物質の除染作業等に従事させるなど、労働者の違法な派遣を通じて資金獲得を図っている実態が認められる。

このような実態を踏まえ、復旧・復興事業への暴力団の介入を防止するため、警察において、復旧・復興事業に係る違法行為の取締りを徹底するとともに、関係行政機関においても、警察とより緊密な連携を図り、労働者の違法派遣等(違法な労働者派遣及び労働者供給等をいう。以下同じ。)への対策を強化して、暴力団排除対策を強力に推進する必要がある。

Ⅱ 復旧・復興事業における暴力団排除の推進

政府において、地方公共団体等との連携を強化し、報告書に掲げられた施策を更に推進するとともに、次の取組を進める。

(1) 元請事業者又は受託事業者による施工体制の把握

元請事業者又は受託事業者に対し、作業員名簿の確認等による労働者の雇用事業者の把握、把握した事業者と施工体制台帳との照合の徹底等を通じて施工体制の把握を行い、違法派遣等の防止を図るよう所要の指導及び要請を行う。

(2) 違法・不審情報の共有

建設業法違反通報窓口等関係機関が設ける通報窓口に通報された情報その他の関係機関が把握した違法・不審情報を共有し、迅速な調査、是正、指導及び取締り等必要な措置の実施を図る。

(3) 検査・調査の強化

国や地方公共団体等の事業主体、都道府県労働局、地方整備局及び地方環境事務所等の関係機関は、警察と連携し、共有された違法・不審情報を参考にしつつ、事業者に対する検査・調査を強化し、下請事業者への違法派遣等の実態解明を促進するほか、事業者による労働者の把握状況等の確認作業を強化する。

(4) 事業者に対する啓発等

事業者に対し、違法派遣等の防止に必要な労働者の把握及び管理の徹底等について、Ⅱ (5) の暴力団排除対策協議会への参画、関係法令に基づく立入検査、報告徴収等を通じて必要な指導及び啓発を実施する。

(5) 暴力団排除のための協議会の設置

(1)から(4)の措置を効果的に実施するため、被災県又は被災県内のブロック単位で暴力団排除対策協議会を設置し、国や地方公共団体等の事業主体、復興局、都道府県労働局、地方整備局、地方環境事務所、都道府県警察及び事業者等との間の認識及び情報の共有を図る。

Ⅲ その他

(1) 各省庁の取組の実施状況等については、フォローアップを行うものとする。

(2) 復旧・復興事業から暴力団を排除するための施策について、Ⅱ以外の施策についても、引き続き、幅広く検討を行うものとする。